第

2267

묽



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年 4月 4日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ 申告した税額が多すぎた場合は?

A:申告をやり直すということはできませんが、更正の請求という手続きによって、払いすぎた税金の還付を受けることができます。

## 【解説】

税務では、所得金額や税額の計算に間違いがあったために、すでに申告・納付した税金が納めすぎだったという場合には、申告期限から1年以内であれば、税務署長に対し更正の請求という手続きをすることができるとされています。

更正の請求をしますと、税務署で調査のうえ、所得金額や税額に誤りがあり、確かに納めすぎだったと認められる場合には、その納めすぎた税額を還付してくれることになっています。

なお、この更正の請求は申告期限から1年 以内に限られていますので、手続を忘れて還 付が受けられないといったことにならないよ う注意してください。

ちなみに、申告期限から1年をすぎてしまった場合には、税務署長に対し、減額更正してくれるよう嘆願書を提出するという手もあります。ただし、これは更正の請求と違って法律で認められたものではありませんので、更正してもらえるとは限りませんが、うまくいけば税金を返してくれる場合があります。







